



各 位

平成 30 年 5 月 23 日

上 場 会 社 名 株式会社ベクター
代 表 者 名 代表取締役社長 梶並 伸博
(JASDAQ・コード 2656)
問 い 合 わ せ 先 東京都新宿区西新宿 8-14-24
執行役員管理部長 梶並 京子
(TEL 03-5337-6711)

ソフトバンク株式会社との業務提携に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 16 日開催の取締役会において、ソフトバンク株式会社(以下「SB」という)が提供するアプリ取り放題サービス「App Pass」(以下「本サービス」という)の運用に関する業務提携に向けた交渉開始を決議し、平成 30 年 5 月 23 日に SB との間で契約の締結が完了いたしましたので、お知らせします。

1.業務提携の理由

SB は本サービスの運用についてサービスレベルの向上を目指しており、本業務提携により当社が長年ソフトウェア販売やコンテンツ運営で培ってきたノウハウを活用しつつ、SB と連携して両社が更なる成長を目指すことが目的であります。

2.業務提携の内容等

本業務提携により、当社は以下の業務を担当します。

- SB が行っている本サービスを継続提供するために必要となるサーバー、通信システム、及びアプリケーション(以下まとめて「本システム」という)を運用開始日までに構築し、稼働させる。
- 本システムの運用、保守及び両社で合意した改修を実施する。
- 本サービスでアプリを配布するコンテンツプロバイダー(以下「CP」という)との契約を締結・管理し、CP の提供するアプリ(以下「CP アプリ」という)を本サービスで利用できるような改修や CP へのサポートを実施する。
- CP アプリの利用実績に伴い、CP への収益分配を SB に代わり算出し、CP への支払代行業務を実施する。
- 本サービス及び CP アプリの利用状況を分析するための環境を整備、運用する。
- 本サービスの利用者に向けた広告宣伝その他の利用促進を実施する。

3.業務提携の相手先の概要

(1) 名称	ソフトバンク株式会社		
(2) 所在地	東京都港区東新橋 1 丁目 9 番 1 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙		
(4) 事業内容	移动通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供		
(5) 資本金	177,251 百万円		
(6) 設立年月日	1986 年 12 月 9 日		
(7) 大株主及び持株比率	ソフトバンクグループインターナショナル合同会社 99.99%		
(8) 上場会社と当該会社との関係			
資本関係	当社普通株式 5,878,900 株を保有 (平成 30 年 5 月 23 日現在)		
人的関係	法人事業統括 法人事業戦略本部 副本部長 大島吾希洋(当社取締役)		
取引関係	事業上の取引関係はありません。		
(9) 当該会社の最近 3 年間の経営成績及び連結財務状態	単位: 百万円 (1 株当たりデータを除く)		
決算期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
連結純資産	1,889,017	1,387,431	1,365,719
連結総資産	3,618,801	3,925,156	3,739,107
1 株当たり連結純資産 (円)	425,126	236,659	232,385
連結売上高	2,397,267	3,158,296	3,203,225
連結営業利益	510,956	605,883	613,515
連結経常利益	498,250	563,626	559,040
親会社株主に帰属する連結当期純利益	323,643	419,012	391,733
1 株当たり連結当期純利益 (円)	78,443	71,486	66,832
1 株当たり配当金 (円)	普通株式 372,638 第一種優先株式 —	普通株式 71,067 第一種優先株式 —	普通株式 — 第一種優先株式 —

4.日程

(1) 業務提携することを決定した日	平成 30 年 3 月 16 日
(2) 契約締結日	平成 30 年 5 月 23 日
(3) 運用開始日	平成 31 年 1 月 1 日(予定)

5.今後の見通し

本件に関し、現時点で当期の業績に与える影響は軽微と考えておりますが、今後の状況及び業績に与える影響について開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

6. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主保護の方針に関する指針への適合状況

本取引は、支配株主との取引等に該当します。当社が平成 29 年 6 月 28 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」として、取引条件の決定は少数株主の利益を不当に害することがないように、一般の取引条件と同様に公正な市場価格に基づき、適法かつ適正な手続により実施することとしております。本業務提携においても、当該指針に沿った内容で手続きを行っており、企業価値向上を実現しようとするものとして合理的であると認識しております。

(2) 公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本業務提携の交渉を開始する前に、公平性の担保と利益相反の回避を考慮して、ソフトバンクグループに所属する三村一平取締役、大島吾希洋取締役を除いて交渉開始の可否について審議及び決議を行っております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本業務提携の内容は、支配株主との間に利害関係を有しない社外取締役 1 名、独立役員である社外監査役 1 名及び社外監査役 1 名より、その目的、契約内容及び条件が少数株主にとって不利益なものになっていない旨を平成 30 年 5 月 22 日開催の取締役会で意見表明をいただいております。

以上